

# 宮城県公報

行 政 発 行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

ページ

○保安林の指定の解除の予定	一	(森林整備課)
○保安林の指定施業要件の変更の予定	一	(同)
○都市計画区域の変更	一	(都市計画課)
○都市計画の変更(二件)	二	(同)
○東北歴史博物館の観覧料の徴収事務の委託	二	(教育庁文化財課)
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	二	(北部地方振興事務所)
○土地改良区の定款変更の認可	三	(同)
○土地改良区の定款変更の認可	三	(東部地方振興事務所)
○開発行為に関する工事の完了	四	(建築宅地課)
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	四	(契約課)
○宮城県公安委員会情報公開条例施行規則の一部を改正する規則	六	
○宮城県公安委員会個人情報保護の保護に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則	六	

## 告 示

○宮城県告示第三百八十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和六年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所(次の図に示す部分に限る。)

白石市斎川字滝尻山三の一

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

一般送配電事業用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する

○宮城県告示第三百八十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和六年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

石巻市(次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第三百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定により、仙塩広域都市計画区域を次のとおり変更した。

令和六年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画区域の名称

仙塩広域都市計画区域

二 都市計画区域の変更に係る土地の区域

1 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

仙台市宮城野区 港四丁目の一部

○宮城県告示第百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画に

ついての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

令和六年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画の変更に係る土地の区域

仙塩広域都市計画区域の全域

○宮城県告示第百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画に

ついての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

令和六年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画区域区分

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域

富谷市 日渡の一部

○宮城県告示第百八十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

仙台市青葉区五橋一丁目二番二十八号 株式会社河北新報社

仙台市太白区あすと長町一丁目三番十五号 株式会社東日本放送

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

東北歴史博物館の観覧料

三 指定年月日

令和六年四月一日

四 委託年月日

令和六年四月八日

五 委託期間

株式会社河北新報社 令和六年四月八日から令和六年九月二十三日まで

株式会社東日本放送 令和六年四月八日から令和六年七月五日まで

○宮城県告示第百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、江合川沿岸土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和六年六月七日

宮城県北部地方振興事務所

一 就任した者 所長 稲 村 伸

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和六年五月二十二日	佐藤 多賀典	大崎市古川清水沢字寺前四十四番地	理事
令和六年五月二十二日	佐々木 正彦	大崎市田尻沼部字御飯屋一番地	理事

二 退任した者

令和六年五月二十一日	細川孝志	大崎市古川馬放字街道南北三十五番地	理事
令和六年五月二十一日	橋元丈典	大崎市田尻大沢字百々一四十八番地	理事
令和六年五月二十一日	佐藤栄一	大崎市古川荒谷字新町十七番地	理事
令和六年五月二十一日	今野建司	遠田郡美里町平針字大谷地七十四番地	理事
令和六年五月二十一日	大柳武男	大崎市古川長岡針字山王十四番地	理事
令和六年五月二十一日	後上孝行	大崎市田尻字町二百三十五番地	理事
令和六年五月二十一日	氏家敏	大崎市古川熊字長清百三十六番地	理事
令和六年五月二十一日	氏名	住所	役職名

令和六年五月二十二日	今野建司	遠田郡美里町平針字大谷地七十四番地	理事
令和六年五月二十二日	佐藤栄一	大崎市古川荒谷字新町十七番地	理事
令和六年五月二十二日	橋元丈典	大崎市田尻大沢字百々一四十八番地	理事
令和六年五月二十二日	細川孝志	大崎市古川馬放字街道南北三十五番地	理事
令和六年五月二十二日	金田貴裕	大崎市古川桜ノ目字飯塚江四十五番地	理事
令和六年五月二十二日	石川忠勝	遠田郡美里町南高城字屋敷三番地	理事
令和六年五月二十二日	佐々木勝也	大崎市古川小野字朽木橋二十一番地	理事
令和六年五月二十二日	男澤信行	大崎市田尻北牧目字新田六番地	理事
令和六年五月二十二日	蕪木孝弘	大崎市田尻小塩字中北一二十七番地	理事
令和六年五月二十二日	佐々木太志	大崎市田尻中目字上大小名四十番地	理事
令和六年五月二十二日	大場浩子	大崎市田尻沼部字館浦四十七番地	理事

公 告

○宮城県告示第三百八十七号  
 鬼首土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和六年五月三十一日認可した。  
 なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。  
 令和六年六月七日

宮城県北部地方振興事務所  
 所長 稲村 伸

宮城県東部地方振興事務所  
 所長 石川 佳洋

令和六年五月二十一日	高橋春喜	大崎市田尻小松字寺浦三十八番地	理事
令和六年五月二十一日	佐々木正彦	大崎市田尻沼部字御飯屋一番地	理事
令和六年五月二十一日	金田貴裕	大崎市古川桜ノ目字飯塚江四十五番地	理事
令和六年五月二十一日	大柳正彦	大崎市田尻沼部字百塚五十番地	理事
令和六年五月二十一日	鈴木求	大崎市古川雨生沢字大谷川十番地	理事
令和六年五月二十一日	石川忠勝	遠田郡美里町南高城字屋敷三番地	理事
令和六年五月二十一日	佐々木勝也	大崎市古川小野字朽木橋二十一番地	理事
令和六年五月二十一日	木幡莊一	大崎市田尻北小牛田字川名押堀十一番地	理事

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和六年六月七日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
栗原市若柳字川南堤通二十一番一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番二  
十一号  
株式会社ツルハ

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和六年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
  - 1 購入物品及び数量 プロジェクタほか 一式
  - 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 納入期限 令和七年三月十九日（水）
  - 4 納入場所 宮城県白石高等学校ほか（宮城県白石市八幡町九一〇）
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であることを。
  - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
  - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
  - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- 5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。  
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- (一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- 8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望す

る者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要な事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二一一―三三三五）へ令和六年六月二十日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県出納局契約課物品班（担当 大畑 美如 電話〇二二―二一一―三三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和六年六月二十日（木）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年六月二十日（木）午前九時から令和六年六月二十八日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年六月二十八日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和六年七月二日（火）午前九時から令和六年七月十六日（火）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和六年七月十六日（火）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和六年七月十七日（水）午前十時 宮城県行政庁舎十階入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Projectors, etc. (1 set)

2 Deadline for Delivery : March 19, 2025 (Wed)

3 Place of Delivery : Miyagi Prefecture Shiroishi High School and other locations

- 4 Deadline for Bid Submission : July 16, 2024 (Tue), 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Information : Miyuki Ohata, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan. TEL.: 022-211-3333
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

### 公安委員会

#### ○宮城県公安委員会規則第9号

宮城県公安委員会情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年6月7日

宮城県公安委員会委員長 佐藤 勘三郎

#### 宮城県公安委員会情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県公安委員会情報公開条例施行規則（平成13年宮城県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(写し等の供与に要する費用の額等) 第7条 条例第13条第2項に規定する文書、 図画又は写真の写しの交付その他の物品の 供与を受けるものが負担する費用の額、納 入方法等は、 <u>行政文書の写し等に対して負 担しなければならぬ費用（平成15年宮城 県告示第311号）</u> に定めるところによる。	(写し等の供与に要する費用の額等) 第7条 条例第13条第2項に規定する文書、 図画又は写真の写しの交付その他の物品の 供与を受けるものが負担する費用の額、納 入方法等は、 <u>宮城県知事が別</u> _____に定めるところによる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### ○宮城県公安委員会規則第10号

宮城県公安委員会個人情報情報の保護に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年6月7日

宮城県公安委員会委員長 佐藤 勘三郎

#### 宮城県公安委員会個人情報情報の保護に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県公安委員会個人情報情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年宮城県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(写し等の供与に要する費用の額等) 第10条 法施行条例第4条第2項に規定する 写しの交付その他の物品の供与を受ける者 が負担する費用の額、納入方法等は、 <u>行政 文書の写し等に対して負担しなければなら ぬ費用（平成15年宮城県告示第311号）</u> _____に定めるところによる。	(写し等の供与に要する費用の額等) 第10条 法施行条例第4条第2項に規定する 写しの交付その他の物品の供与を受ける者 が負担する費用の額、納入方法等は、 <u>宮城 県知事が別</u> _____に定めるところによる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。